

『冷却水薬注システムテスト機無料貸出し申請書』ご記入のお願い

この度は、冷却水薬注システムテスト機のご利用をご検討いただき誠にありがとうございます。
テスト機貸出しにあたり、ご多忙中恐縮ですが、下記のテスト機貸出規約をご確認いただき、次頁の『冷却水薬注システムテスト機無料貸出し申請書』へ必須事項をご記入の上、FAX 番号又はメールアドレスまでご返信下さいますようお願い申し上げます。

テスト機貸出規約

1. テスト機貸出の対象
「冷却水薬注システムテスト機無料貸出し」お申し込みは、「会社」（商法の規定により登録された会社）または「法人」（法人格を持つ団体）に所属する方に限らせていただきます。
2. テスト機貸出の目的
テスト機の使用目的は、お客様の設備で冷却水の水質管理および水処理薬品の効果確認を目的とします。
3. テスト機貸出の注意
 - 1) 「冷却水薬注システムテスト機無料貸出し」は、レンタル、リースなどの長期貸出サービスではございません。
 - 2) テスト機を設置される設備や冷却水の水質（強酸性や強アルカリ性等）によっては、テスト機貸出しをご遠慮いただく場合がございます。
 - 3) テスト機の仕様外の条件（環境）や想定される用途以外の目的で使用しないでください。
 - 4) テスト機で使用される水処理薬品については、有料でのご提供となります。
 - 5) テスト機の使用につき第三者から水処理薬品の供給、機械の点検、その他のサービスを受けてはならないものとします。
4. テスト機貸出契約の成立
お客様は、本貸出規約を承諾の上、当社に貸出し利用の申し込みを行うものとします。お客様からの申し込みを当社が確認・了解した時に貸出契約が成立します。
5. テスト機貸出の条件
テスト機の納入説明実施（及び動作確認）を以て、テスト機が正常な性能を備えていると判断します。通常使用で不具合が生じた場合、直ちに代替品と交換いたします。また、交換費用（修理費含む）は当社の負担といたします。
6. テスト機貸出の期間
テスト機貸出しの期間は、お客様の指定場所に設置した日から、6ヵ月間程度とします。また、貸出し可能日は、「冷却水薬注システムテスト機無料貸出し申請書」を受理した後ご回答いたします。
7. テスト機貸出の延長
貸出期間を延長する場合は、お早めに延長の旨をご連絡ください。
6ヶ月を超えた貸出期間の延長の場合、水処理薬品費と別に水質管理費 月額25,000円（税別）をご請求させていただきます。
8. テスト機貸出の管理責任
使用責任者は善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとします。
貸出期間中に、お客様の故意又は過失により、物品の破損、紛失等が生じた場合は、損害賠償請求を行なう場合がございます。
9. テスト機貸出の禁止
テスト機を第三者に使用させたり、譲渡、質入、貸出、移設をすることはできません。また、テスト機を改造、分解することはできません。
10. その他
テスト機について、第三者の差し押さえ、または権利主張の発生の恐れがある場合は直ちに当社までその旨、ご連絡ください。
お客様がテスト機の使用、設置、保管によって生じた事故の被害または、第三者に与えた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

冷却水薬注システム
テスト機無料貸出し申請書

次のとおり、冷却水薬注システムテスト機無料貸出しの申請をいたします。

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

貴社名			
部署		ご担当者名	
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

冷却水薬注システムテスト機貸出しのご注意事項

<ol style="list-style-type: none">1) テスト機貸出しの費用は、無料といたします。2) テスト機貸出しの期間は、6ヶ月間程度となります。3) テストで使用する水処理薬品については、有料でのご提供となります。4) 6ヶ月を超えた貸出し期間の延長の場合、月額 25,000 円(税抜)をご請求させていただきます。5) テスト機の利用につき、弊社以外の第三者から水処理薬品の供給、機械の点検、その他のサービスを受けてはならないものとします。
--

上記の内容を理解しました。

申請書送付先

株式会社セールスエンジニア

FAX : 0968-79-7178

E-mail : info@saleseng.jp